法第３５条（避難施設等）

一戸建又は長屋建住宅の直通階段

一戸建又は長屋建の住宅において、次の全てに該当する上部階段から下部階段への経路部分がある場合は、直通階段が設けられているものとして扱うことができる。

① 当該経路は連続し、明確な通路である廊下等であること。

② 当該経路は居室等を経由しないこと。

③ 当該経路に曲がりが少ないこと等により避難上支障がないこと。